

昭島市いじめ問題調査委員会
調査報告書

令和5年3月29日

目 次

はじめに	… 2 頁
第 1 当委員会について	… 4 頁
第 2 調査事項	… 7 頁
第 3 調査の方法及び過程	… 1 1 頁
第 4 本事案の事実関係	… 1 3 頁
第 5 本事案の検証	
1 いじめの有無について	… 2 4 頁
2 いじめと自死の因果関係	… 2 8 頁
3 いじめの防止等対策に関する学校の体制	… 3 1 頁
4 本事案発生後の学校及び教育委員会の対応	… 3 5 頁
第 6 提言	… 3 8 頁
1 学校全体での体制構築等	… 3 8 頁
2 「いじめ」の捉え方について	… 4 0 頁
3 その他	… 4 1 頁

はじめに

いじめ防止対策推進法（以下、単に「法」と記載する場合には同法を指す。）の「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条）。

このように「いじめ」の定義を広く解釈するのは、心身の苦痛を感じている児童等を早期に把握し、当該児童等の心身の健全な成長及び人格の形成あるいはその生命又は身体を保護することを目的とするからにはほかならない。ところが、教育現場においては、指導等の必要性から、いじめの「行為」に着目しがちである。そのため、いじめの有無を判断する際にも、意識せずとも、その行為の軽重や行為者の意図あるいは行為の明白性を判断要素としてしまうことがあり、その結果、いじめの行為がわかりにくいものは、いじめとして把握されないということが往々にしてある。それは法の趣旨とは合致するものではない。当該児童等の保護という観点からすれば、本質的には、当該生徒が悩み、傷ついているかどうかが大切なはずである。重大事態の発生を防ぐためには、いじめの問題を「当該児童等の心身の苦痛」から検討するという視点を意識する必要があるのではないだろうか。当該児童等に関係する大人が、一体となってあるいは役割を分担しながら、当該児童等の気持ちに敏感になり、当該児童等が心身の苦痛を感じていると疑われればその児童等に寄り添い、その悩みや傷つきを受け止め、適切に対応することが重要なことだと考える。

本事案は、中学校1学年の女子生徒が懸命にSOSを発信していたにもかかわらず、学校関係者がいじめとして把握することなく、あるいは当該女子生徒の心身の苦痛に十分に気づくこともなく、結果として、当該女子生徒が自死を図り、その後に亡くなるに至ったとても痛ましい事案である。

当委員会としては、可能な限り事実関係を明らかにすることのみならず、学校および教育委員会関係者に対し、このような痛ましい事案が二度と起きないよう、改めて「いじめ」

の問題として向き合ってもらうことを目的として、本報告書を取りまとめたものである。

昭島市いじめ問題調査委員会

委員 長谷川 敬 祐

委員 小 林 福太郎

委員 吉 田 章 子

臨時委員 秋 山 俊

臨時委員 佐 竹 由利子

臨時委員 竹 村 睦 子

第1 当委員会について

1 昭島市いじめ問題調査委員会の設置根拠について

昭島市では、令和3年3月29日に「昭島市いじめ問題の調査に関する条例」（以下、単に「条例」と記載する場合には同条例を指す。）が公布されている。同条例では、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合における同項及び法第30条第2項に基づき市が行う調査に関して必要な事項を定めているが、そのうち、法第28条1項の規定に基づく調査を行うために、昭島市教育委員会の附属機関として、昭島市いじめ問題調査委員会を置くとされている。

その所管事項は、以下のとおりである（条例第3条）。

- ・重大事態に係る事実関係を明らかにすること
- ・当該重大事態に対処すること
- ・当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために必要な調査審議を行うこと
- ・その結果を昭島市教育委員会に報告すること

同調査委員会は、委員3人以内をもって組織するとされているが、特別の事項を調査審議するために必要がある場合には、臨時委員を置くことができるとされている。委員及び臨時委員は、学識経験のある者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから教育委員会が委嘱するとされている（条例第4条）。

なお、同調査委員会の会議は、非公開である（条例第8条）。

2 本事案の調査審議するための委員会（以下「当委員会」という）が設置された経緯

- (1) 平成29年10月20日、昭島市立■■■中学校（以下「■■■中学校」という）の当時1年生であった当該生徒が自宅で自死を図り、その後、同年12月7日に自死行為を原因として死亡した。

文部科学省が示す平成26年7月1日付け「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」によれば、学校は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案については、基本調査を行うこととなっており、事案発生（認知）後速やかに全件を対象として調査

に着手しなければならず、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理したうえで、学校の設置者に報告することとなっている。

ところが、■■■■中学校においては、平成29年10月下旬ないしは11月頃に、校長の指示に基づいて1学年を担当する教員らによって一定の調査がなされ、1学年の担当教員らによって作成された時系列のメモのような書面と、作成途中で未発番の文書である「重大事故に対する生徒への対応に関する報告」と題する文書はいくつか存在するものの、前記基本調査を正式に報告書を作成して教育委員会に提出することはなかった。また、教育委員会も、上記基本調査の結果を■■■■中学校に求め、いじめが当該自死の背景に疑われるかどうかの判断をしなければならないのに、これを徹底せず、法28条第1項の調査ないしは「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」に基づく詳細調査の検討を行わなかった。

- (2) その後、当該生徒の祖父からの求めに応じ、平成30年3月29日頃、校長から、遺族に対して、時系列のメモのような書面に校長の所見を加えたA4印刷紙5枚の文書（以下、便宜「学校作成文書」という。）を遺族に手渡した。

学校作成文書内の校長の所見は10行程度のものであるが、そのなかには「当該生徒のことについては、週休日の交友関係や家庭での生活習慣、家族間の様々な要因も複合的に起因しているのでは、と考えている。」などと記載がなされていた。

- (3) その間、遺族母は悲嘆に暮れており、当初は様々な感情から自死の事実が明らかにならないよう学校に求めていたが、一方で娘の自死の背景を知りたいという気持ちを抱き続けていた。そのようななかで前記学校作成文書を受け取ったが、自死の背景事情が十分に記載されたものではなかったことから、納得できない気持ちでいたものの、平成30年3月末日をもって当時の校長が異動となり、その気持ちを誰にどのように伝えればよいかかわからないままだった。

- (4) その後、遺族母は、弁護士に相談し、遺族母代理人弁護士小林光明、弁護士松本有加、弁護士飛田桂を代理人として、令和2年6月19日付「申入書」を昭島市教育委

員会に提出した（令和2年6月22日受理。以下「本件申入書」という。）。本件申入書において、遺族母は、法第28条第1項第1号に基づく重大事態調査を実施するよう要望するとともに、同調査が弁護士・臨床心理士・大学教員などの外部委員で構成される第三者委員会により実施すること、その第三者委員会の編成には遺族側の意見を聴取することを求めた。

（5）本件申入書を受けて、昭島市教育委員会は、第三者委員会による法第28条第1項第1号に基づく重大調査を実施することを検討したが、当時は前提となる条例を制定していなかったため、昭島市はこれを整備することとし、令和3年3月29日に「昭島市いじめ問題の調査に関する条例」を公布した。

（6）条例公布後、昭島市教育委員会は、条例に基づいて令和3年9月30日に弁護士・臨床心理士・大学教員を委員3名に選任し、また、遺族母代理人弁護士から臨時委員の選任は遺族側の希望に基づくよう要請があったため、令和3年10月6日に遺族側の要請する臨時委員3名が選任された。

具体的には、当委員会は、本事案の調査をするにあたって、以下の委員3名、臨時委員3名の合計6人で構成された。

	氏名	役職等
委員	長谷川 敬祐	弁護士
委員	小林 福太郎	大学教授
委員	吉田 章子	公認心理師・臨床心理士
臨時委員	秋山 俊	弁護士
臨時委員	佐竹 由利子	公認心理師・臨床心理士
臨時委員	竹村 睦子	スクールソーシャルワーカー

なお、いずれの委員、臨時委員も、本事案に関して利害関係を有しない。

（7）上記のとおり、令和3年9月30日に委員が選任されたが、その際、互選により、委員長に長谷川敬祐、副委員長に小林福太郎が選任された。その後、令和3年10月6日に臨時委員の選任により、本事案の調査を行う合議体が構成され、本事案の調査

が開始された。

第2 調查事項

1 調査対象の生徒（以下「当該生徒」という）について

(1) 氏名・性別

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 283: 2686-2692.

(2) 生年月日

(3) 当時の家族構成

© 2000 Blackwell Science Ltd *Journal of Internal Medicine* 247: 105–112

(4) 小学校

小学校 平成23年（2011年）4月入学
平成29年（2017年）3月卒業

なお、欠席日数は、第1学年時は2日、第2学年時は3日、第3学年時は2日、第4学年時は4日、第5学年時は3日、第6学年時は3日であり、特に欠席が多いという事実は認められない。

(5) 中学校

昭島市 中学校 平成29年(2017年)4月入学

第1學年組 在籍

なお、1学期の欠席日数は2日（遅刻0日）、2学期は平成29年10月20日まで
の間で欠席日数は6日間（遅刻2日）であった。

部活動 部（なお、部活動以外に、学校外で を習っていた。）

2 重大事態の発生並びに学校及び教育委員会における調査

(1) 重大事態の発生

平成29年10月20日、当該生徒が自宅で自死を図り、その後、同年12月7日に

(2) 学校及び教育委員会におけるいじめの調査

なお、当該調査の過程で、平成29年6月に実施されたいじめに関するアンケートにおいて、当該生徒が「あなたは現在、悪口を言われたり、暴力を振るわれたりしている」という質問に「ある」と記載されており、同記載がこれまで見過ごされていたことが確認された。

ウ 平成29年11月10日頃、[REDACTED]中学校において、ふれあい月間のアンケートの前倒しとして「いじめ発見のためのアンケート」が実施された。

・当該生徒が学校に来られていないのは、[REDACTED]の中でトラブルがあったのではないかと心配している。

8

「自分の悪口を言っているのに、表面上仲良くしてくるという行動が理解できない」と周囲に話し、トラブルがあったのかもしれない。

- ・最近来ていない当該生徒は「起立性調節障害である」ということを周りにラインなどで公言していた。その中で、[]組の女子生徒に対して、「生徒Bたちにいじめられている」という相談をしていた。生徒Bは学校生活ではわからないが、裏で悪口を言ったりしているので、真意はわからない。

- ・[]部の部活の人間関係は「全員が悪口を言い合っている」といっても過言ではない。[]部はもう退部者も出たし、来なくなった人もいる。詳しくはLINEなどもやっていないので、わからないが、生徒Eと当該生徒は生徒Bが関係していて、別生徒はウソをついてしまったせいで、全員から嫌われている。

- ・他の生徒や当該生徒が同じ[]部で悩みを話していた。当該生徒は学校に来れなくて心配。

エ 併せて、[]中学校においては、平成29年10月下旬ないしは11月頃に、校長の指示に基づいて1学年を担当する教員らによって一定の調査がなされ、1学年の担当教員らによって作成された時系列のメモのような書面が作成された（前述のとおり、同メモに校長の所見が加わり、後日、学校作成文書として遺族に手渡されている。）。

さらに、前述のとおり、昭島市教育委員会宛での「重大事故に対する生徒への対応に関する報告」と題する書面が作成されているが、「29発第 []号」「平成29年11月 []日」と日付や番号が空欄のままであり、正式に発番された報告書は存在しない。なお、同文書は複数存在しており、作成途中に変更がなされているが、作成者が誰かは、関係者の記憶の限界もあり、本調査では明らかにならなかった。

オ 平成29年12月5日、第1学年[]組の女子生徒から、担任との三者面談において、当該生徒はいじめにあっていたようで、それで学校に来れなくなったのではないかとの申し出があった。具体的には、(i) 生徒Bを含む数人の生徒が、当該生徒を

外したライングループを作成し、そこで悪口を言っていた、(ii) その悪口ラインの中の男子生徒1名が当該生徒に対して「生徒Bが作っているラインで、こんな悪口言っているよ」と報告してしまう、(iii) 当該生徒はそのことに悩んでいて、周囲に相談していたようである、(iv) 1年■組の当該女子生徒から、担任の先生に言ってみたらと持ちかけるも、当該生徒は心配かけたくないで相談できないと言っていた、というものであった。

カ 平成29年12月7日に当該生徒が死亡した後、校長、担任、主任教諭が当該生徒宅に赴いた。その際、遺族母から、この件で他の母親に憶測で情報が伝わったり、騒がれたりするのは嫌だと言われたため、■中学校と昭島市教育委員会は、保護者の意向を尊重すること、2次被害を出さないよう最大限配慮すること等を決め、事実解明よりも、なるべく情報が他の生徒等に拡散しないことを優先して対応することとした。

その結果、前述のとおり、学校あるいは教育委員会のいずれも、基本調査の結果を踏まえて、いじめが当該自死の背景に疑われるかどうかの判断もなされておらず、法28条第1項の調査ないしは「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」に基づく詳細調査の検討もなされなかった。

なお、その後、平成30年3月頃に、遺族母は、その後冷静になって資料や当該生徒のLINEの書き込みをみて重大ないじめがあったのではと思うようになり、当該生徒に対するいじめの疑いを校長に訴えたが、校長は、「今後、話を広げていくと、穏便に言う方ばかりではないので、家族の穏やかな生活を考えると、これ以上掘り下げていくことができない。また、携帯電話の普及によって、学校では見えない部分が非常に多くなっている。もちろん、もっと当該生徒のことで、早くに対応できたところがあったかもしれない。本当にそれは申し訳なかった。」などと述べて、後日、学校作成文書を手渡すだけの対応で終えることとした。

3 遺族母からの要望事項

遺族母は、以下の事項について、調査を希望している。

- ① いじめの有無について調査し、結論を出してほしい。いじめがあったかどうか、どのようないじめであったのか真相を知りたい。重大事態調査として通常やるべき調査を検討してもらいたい。
- ② いじめと自死の因果関係について、結論を出してほしい。
- ③ 当該生徒に対するいじめに関する対応の適切性を検討してほしい。具体的には、被害申告以降の初期対応、事故発生後の対応の適切性、遺族による本件申入れ後の対応の適切性を検討してもらいたい。

第3 当委員会における調査の方法及び過程

1 当委員会の開催状況

当委員会の開催状況（委員全員による聴き取り調査の日を含む）は、以下のとおりである。

- ① 令和3年9月30日（木）
- ② 令和3年10月6日（水）
- ③ 令和3年10月20日（水）
- ④ 令和3年11月11日（木）
- ⑤ 令和3年12月9日（木）
- ⑥ 令和4年1月27日（木）
- ⑦ 令和4年2月24日（木）
- ⑧ 令和4年3月28日（月）
- ⑨ 令和4年4月18日（月）
- ⑩ 令和4年4月22日（金）
- ⑪ 令和4年5月9日（月）
- ⑫ 令和4年5月20日（金）
- ⑬ 令和4年6月17日（金）

- ⑭ 令和4年7月4日（月）
- ⑮ 令和4年7月20日（水）
- ⑯ 令和4年7月27日（水）
- ⑰ 令和4年8月3日（水）
- ⑱ 令和4年10月12日（水）
- ⑲ 令和4年11月18日（金）
- ⑳ 令和4年12月19日（月）

2 当委員会の調査内容

（1）調査対象資料

別紙「調査対象資料」1から3のとおりである。

（2）聴き取り調査（括弧書きは聴き取り調査日を記載したもの）

ア 遺族

- ・母（令和3年12月9日、令和4年10月12日）

イ 学校関係者（いずれも当時の役職名を記載したもの）

- ・第1学年 ■■■ 組担任（令和4年1月27日）
- ・第1学年 ■■■ 組担任（令和4年7月4日）
- ・第1学年 ■■■ 組担任（令和4年7月20日）
- ・第1学年 学年主任（令和4年5月20日）
- ・第 ■ 学年 ■■■■ （令和4年7月20日）
- ・■■■■部 顧問（令和4年1月27日）
- ・生活指導主任（令和4年7月4日）
- ・副校長（令和4年5月9日）
- ・校長（令和4年6月6日）
- ・■■■ 小学校第6学年時の担任（令和4年7月27日）

なお、当委員会には、スクールカウンセラー2名（東京都所属及び昭島市所属）にも、

聴き取り調査の依頼をしたが、いずれも断られたため、調査を実施できなかった。また、養護教諭についても既に亡くなられており、調査の対象とすることができなかった。

ウ 教育委員会関係者（いずれも当時の役職を記載したもの）

- ・昭島市教育委員会統括指導主事1名（令和4年3月28日）
- ・昭島市教育委員会指導主事1名（令和4年4月18日）
- ・昭島市教育委員会指導課長1名（令和4年4月22日）

工 關係生徒

当委員会からは、調査対象資料等から当該生徒と一定の関係が認められる関係生徒16名に対して、[REDACTED]中学校を通じて、当委員会から連絡の可否の問い合わせをした結果、9名から回答があり、うち7名が「可」の回答であった。そのため、当委員会から、当該7名に対して聴き取り調査の依頼をしたところ、改めて5名から回答があったため、当該5名に対して聴き取り調査を行った。当該5名の属性は、以下のとおりである。

- ・当時の第1学年[]組所属の男子及び女子生徒各1名（生徒[]を含む）
- ・当時の[]部所属の女子生徒3名（生徒[]を含む）

第4 本事案の事実関係

1 小学校時代までの当該生徒の状況

当該生徒は、[]を父として、[]（本書では「遺族母」と記載することがある）を母として、[]に出生した。[]

当該生徒は、平成23年4月、[REDACTED]小学校に入学した。小学校では、6年間を通じて、自分の考えをしっかりと発言できる、正義感が強いなどと担任の教員から評価されていた。また、第6学年時の担任の教員によれば、当該生徒は「周りの子たちの気持ちを考えて話したり関わったりする子」であり、学習面等でもフォローをせずともやることはできており、先生の思いを汲んで一生懸命協力しようとしてくれた優しい子と評価されていた。一方で、机に突っ伏していたことがあり、元気がないこともあったとの

ことであった。

なお、当該生徒は、小学校第3学年時に、他の児童から遊び感覚で無視をされていたと感じるような出来事があり、遺族母も当時の担任教員に確認したが、いじめと認識されるようなことは確認されなかった。

2 中学校時代の当該生徒の状況

その後、当該生徒は、平成29年4月、昭島市立[]中学校に入学した。昭島市立[]中学校は、[]
[] 当該生徒の学年は、1学年全員で[]名（男子[]名、女子[]名）、[]クラスに編成されていた。

このうち、当該生徒は第1学年[]組に所属していた。第1学年[]組の人数は、男子[]名、女子[]名の合計[]名であった。第1学年[]組の担任は、教員[]年目で、担任を受け持つのはその年度が初めてであった。担任によれば、当該生徒は、積極的に手をあげる子、はっきりとものをいうタイプであるが、提出物は苦手でほとんど提出できていなかった、と評価されていた。

また、当該生徒は、部活動は[]部に所属していた。[]
[]（作成時期不明）によれば、第1学年の[]部員として[]名が記録されている。[]部の顧問によれば、当該生徒は、基本的に明るい子で、[]の話をよくする子、という評価であった。なお、当該生徒は、以前より学校外で[]を習っており、土曜日などは[]部の活動よりも[]を優先していた。

3 中学校入学後の友人関係

(1) 第1学年[]組における友人関係

当該生徒は、生徒Aと仲がよく、クラス内においては二人で一緒にいることが多かった。当該生徒自身から、生徒Aがいないと一人ぼっちになってしまうと話すこともあった。生

徒Aも同様に、同じ組ではすごく仲がいいのは当該生徒のみであると感じており、クラス内だけでなく、放課後も二人で遊ぶことがよくあった。LINE などでも相当な回数やりとりをし、Twitter もお互いでフォローし合うような関係であった。

ただし、当該生徒は、クラス内において生徒A以外と不仲だったわけでもなければ、クラス内で孤立していたわけではなかった。他の生徒ともクラスメートとして日常のやりとりはなされており、合唱コンクールの際にも積極的にクラスメートをまとめようとしていたと担任に評価されたり、生徒A以外の生徒とも LINE などもしていた。

(2) [] 部内における友人関係

[] 部のうち、当該生徒が所属する第1学年は、学校のなかでも部員同士の仲が悪いとの評判であった。前述のとおり、平成29年11月10日の各担任による生徒たちからの聴き取りによれば、[] 部の部活の人間関係は全員が悪口を言い合っているなどと話をする生徒もいた。当委員会の聴き取り調査によっても、部活内でグループができていた、[] の生徒Bを中心とするグループの雰囲気が怖いと感じた、練習メニューの順番などで言い合う場面があったなどと話をする生徒がおり、[] 部の第1学年の人間関係は、緊張状態にあったことが伺われる。

当該生徒は、[] 部内において、他の部員から、[] ということもあり、生徒Bのグループに所属していたと見られており、他のグループに所属していたわけではなく、他方で、言い合いの当事者になるような事実は認められず、生徒Bのグループの中心にいるような関係にはなかった。

なお、当該生徒は、平成29年10月15日、顧問に対し、自らの意思で、[] [] 部を退部したい旨を伝えている。

(3) 当該生徒、生徒A及び生徒Bらとの関係

前述のとおり、当該生徒は、生徒Aと親密な関係にあったが、他方で、生徒Aは、7人ぐらいの生徒Bのグループにも所属しており、当該生徒とも仲良くしたいし、生徒Bらとも仲良くしたいという思いを有していた。

当該生徒は、生徒Bとも個別に連絡をとりあっており、プライベートの悩みや部活を辞めるかどうかなどの相談のLINEを送ったりするなどの関係にあったが、生徒Bは当該生徒のことが好きではないと感じていた。

そのため、生徒Aは、当該生徒との関係と、生徒Bらとの関係において、間に挟まれるような関係となっていた。

4 教員との関係

当該生徒は、担任や部活の顧問を含めて教員との関係において問題が生じたという出来事は認められず、学校の教員も、提出物が苦手という面はあったものの、通常の指導を超えて当該生徒の言動に不安や問題を感じるようなことはなかった。

他方で、当該生徒は、2学期が始まる頃には、先生は全部信じられないと述べるなど、担任や顧問を含めて大人への相談に意味がないと感じている様子も見受けられた。

5 家庭の状況

[REDACTED]

6 [REDACTED] 中学校入学後の事実経過

(1) 当該生徒は、平成29年4月に[REDACTED]中学校に入学した後、前述のとおり、体験入部

で気に入った[]部に入部した。

- (2) 平成29年5月初旬頃、生徒Cが、当該生徒の画像を男子生徒に送った。なお、具体的にどのような画像であったか、その内容等の詳細は不明である。
- (3) 同じ時期である平成29年5月5日、当該生徒は、生徒Bに対して、LINEにて、小学校6年生ころから夜になると何故か泣いてしまう、夕方になると吐き気や頭痛があるなどと訴えていた。
- (4) 平成29年5月6日、当該生徒が、生徒Cに対して、LINEにて、当該生徒が生徒Cに対して送った写真が他の生徒に出回ってトラブルになっていることを責めた。ただし、実際にトラブルになったかどうかは定かではなく、同年5月9日には、当該生徒が、生徒Cに対して、この件は嘘だったと述べている。
- (5) 平成29年5月下旬頃、当該生徒は、生徒Aに対して、生徒Aがいないと一人ぼっちだという旨のLINEを何度か送っていた。
- (6) 平成29年6月9日、[]中学校において、生活アンケートとして、いじめに関するアンケートが取られたが、同アンケートにおいて、当該生徒は「あなたは現在、悪口を言われたり、暴力を振るわれたりしている」というアンケート項目に「ある」に丸をつけて提出した。ところが、担任その他の教員も、このとき、当該生徒が「ある」に丸をつけていることに気づかず、事実確認等はなされていなかった。
- (7) 平成29年6月13日、当該生徒は、他の女子生徒に対して、LINEにて、「消えたい」「死ぬ時くらい辛さとか痛みとがなくなつて」「みんなからの記憶からも消えたい」などと自分の気持ちを伝えることがあった。
- (8) 平成29年6月18日、当該生徒は、自らのスマートフォンでリストカットの跡のある自分の腕を写真撮影した。なお、撮影動機までは明らかではない。
- (9) 平成29年6月26日、スクールカウンセラーが、[]中学校の第1学年の生徒全員に面接を行い、そのなかで、当該生徒は、担当したスクールカウンセラーに対して、「部活の[]で、トラブル等があり、それは怖いと思っている。先生や先輩などはよい。」と述べていた。ただし、一方で、当該生徒は、スクールカウンセラー

に対し、自分は[]部の問題に巻き込まれていない、先生や親に伝えてほしいことはない、とも述べており、むしろ困っていることとしては、[]部よりも、「友人関係が気になる」と述べていた。なお、スクールカウンセラーが聴き取った情報は、担任教員や部活顧問には共有されたが、学年全体では検討された様子は見受けられず、この時点で当該生徒への聴き取りや[]部への聴き取りは行われなかった。

- (10) 時期は不明であるが、当該生徒に関する愚痴を言い合う LINE グループ（以下「愚痴グループ」という。）が作成され、生徒A、生徒B、生徒C、生徒D、生徒Eが愚痴グループに参加していた。その後、生徒Aが何らかの当該生徒に関わるスマートフォンの画面をスクリーンショットで撮影し、その画像を愚痴グループに投稿した。

平成29年7月16日、当該生徒は、男子生徒から、LINE にて、当該生徒が陰口を言われていること、生徒Bらによって愚痴グループが作成されていることを告げられた。それを受けて、当該生徒は、一時的に生徒A及び生徒CとのLINE をブロックした。

- (11) 平成29年7月20日頃、当該生徒は、男子生徒から、自分が三股をかけているとの噂を流されていることを聞いた。

- (12) 平成29年7月23日、当該生徒が、生徒Aに対して、LINE にて、生徒Aが愚痴グループに参加していることに自分が気づいていること、そのことを知ってリストカットをしたことなど、当該生徒自身の気持ちを伝えた。

また、当該生徒は、同日、生徒Cに対しても、LINE にて、自分の愚痴グループまで存在するぐらい自分のことが嫌いであれば、生徒Aと生徒Cを遠ざけたほうがいいとまで考えたこと、自分のことが嫌いでもいいから幼馴染という関係でいたいことなど、当該生徒自身の気持ちを伝えた。

- (13) 平成29年7月24日、当該生徒が、生徒Aから、LINE にて、愚痴グループに参加している生徒が、生徒A、生徒B、生徒C、生徒D、生徒Eであることを聞いた。

- (14) 平成29年7月31日、夏の面談として、担任と当該生徒で二者面談を行ったが、

面談時に当該生徒から悩みや問題等が出ることはなかった。

- (15) 平成29年8月19日、当該生徒が、生徒Aから、LINEにて、生徒Bらがいつものメンバーで肝試しをすることを尋ねられたことをきっかけに、そのLINEグループに当該生徒が除外されていることを知った。また、そのLINEにて、愚痴グループで当該生徒の悪口を言うような投稿がなされていることを伝えられた。なお、その投稿内容についても、具体的にどのような内容であったか等の詳細は不明であるが、当該生徒はそれをみて「盛大にディスってくれててクソワロタ」などと発言をしている。
- (16) 平成29年8月下旬頃、当該生徒は、いずれかの生徒から、当該生徒が「三股している」「ぶりっ子」などと噂を流された。
- (17) 平成29年9月3日には、当該生徒は、女子生徒との間で、LINEで、自死に関する会話をしており、当該生徒が過去にイヤフォンか何かで首を締めた経験があること、小学校3年生頃に生徒Bらに遊び感覚で無視されていたこと、その生徒Bがいろいろな人の中心にいること、嫌なことをするような人が好かれる意味がわからないこと、そのことに気づいてほしいから腕を切ったりしているのに誰も気づいてくれず、むしろ異常者扱いをされること、何もしていないのに無視されたり、発言や写真を晒されたりしていること、こんなに苦しいならもう死んだ方が全然幸せであることなど、自分自身の気持ちを述べていた。
- (18) 2学期が始まり、平成29年9月4日、 中学校にて、「教育相談アンケート」が実施されたが、当該生徒は「生活面・学習面・その他・担任の先生にひとこと」に特に記載することはなかった。
- (19) ところが、平成29年9月5日、当該生徒は、当該生徒の様子を気にかけて母から自分自身の心情を聞かれ、涙を流しながら、学校で仲間外れにされていること、三股をかけているという噂を流されていることを母に告げ、さらに、生徒Aに対し、LINEにて「結構真面目に学校無理だ」と述べた。そして、翌日6日、当該生徒は、学校に行きたくない旨を述べて、学校を欠席した。
- (20) 平成29年9月7日、当該生徒が登校したため、教育相談週間の一環として担任か

ら聴き取りがなされた。当該聴き取りは、廊下で5分程度で行われたものであり、詳細な聴き取りはなされなかったが、当該生徒からは、クラスのなかで生徒A以外と仲良くしたところ、生徒Aのグループから省かれてしまったこと、でも今は謝罪を受けて遊びに誘ってもらったりしているから大丈夫であること、他の女子生徒から3股をかけていると噂を流されていることの話がなされた。担任は、噂を流されていることが問題であると捉え、その情報を誰から聞いたかを当該生徒に確認したが、当該生徒がこれを拒否したため、その場では話せるようになったら教えてほしいということだけを告げて聴き取りを終了した。その後、担任は、噂を流したと言われた当該女子生徒に事実確認をしたが、噂は流していないと回答しており、それ以上の事実確認はできなかった。なお、当該生徒からの訴えについては、担任から学年会で共有がなされている。

- (21) 平成29年9月8日に生徒会の役員選挙がなされたが、当該生徒は不信任票を投じた。不信任票を投じた生徒が10人以上いたため、 中学校の教員間ではそれが問題と捉え、第1学年の生徒全体に対して安易に不信任票を投じることがないように指導がなされた。その指導のなかで、当該生徒は、アンケートに「私は生徒Eにグループでさけられたり無視されていたので×をつけました。そんな人がいじめをなくしたいなんておかしいです。今はそのうちの数人があやまってくれたり、あそびにさそってくれたりするようになりました。ですが、生徒Eとそのうちの1人は悪びれる様子もなく、それがほんとうにいやでした。そんな人に学年の代表になってほしくないし、1人欠けるよりも生徒Eのような人が悪いお手本になる方がよくないと思いました。私はきらいだから、などの軽い気持ちで×をつけていません。きちんとあったことを話したいし、先生方にも分かって欲しいです。」と記載して、提出した。

これを読んだ担任は、悪口グループが誰かを確認するために、同月11日、生徒Aに聞いたところ、生徒Aから生徒Gまでの7人があげられた。もっとも、担任は、当該生徒の訴えが指導して欲しいではなく先生にもわかって欲しいということであったという理由で、事実の確認にとどめ、詳細の聴き取りや対応などにまでは至らなかった。

った。

この頃、合唱コンクールの練習が始まったが、当該生徒は積極的に参加していたとの評価を受けていた。

- (22) 平成29年9月13日、当該生徒は、登校したものの、気持ちが悪いと訴えて保健室を利用した。そこでは、養護教諭に対し、以前友人とのトラブルがありギクシャクしていた友人3人と現在うまくいっているが、そのときに他の生徒が絡んでいたこともあり、その生徒と担任とが話をしていたことで自分が悪く言われるのではないかと不安になった、考えていたら気持ちが悪くなった、と訴えた。養護教諭は、当該生徒の了解を得て、学年主任及び担任にその旨を報告した。

その報告を受けて、担任は、当該生徒の不安を取り除くべく、翌日14日、担任、当該生徒、[]の三人で放送室において話し合いがなされた。具体的には、担任が[]に厳しい指導をしたわけではないことを確認したうえで、当該生徒が不信任票を投じた気持ちや不信任に安易に入れたわけではないことを改めて確認した。

担任は、このことを学年で共有し、この件から当該生徒のことを気にかけるようになった。

- (23) 平成29年9月21日、当該生徒は、他人がみることのできない鍵のかかったTwitterにおいて、「誰に死んでほしいのかわかんないけど死んでほしい　なんで死にたいのか分かんないけど死にたい」などと投稿した。

- (24) 平成29年9月30日、母が当該生徒に生活サイクルが良くないことを指摘すると、当該生徒が強く反発し、リストカットの跡を見せて「[]」「もう死ぬ」といって包丁をもって母の寝室に閉じこもるという出来事が起きた。

母は、これまでと違った当該生徒の反抗的な態度に動揺し強いショックを受けた。その後、母は、学校に当該生徒の感情が爆発してしまったので部活動を欠席する旨の電話をし、その後、[]部の顧問から電話がかかってきたため、当該生徒の様子や母自身がショックを受けていることを伝えた。

- (25) 平成29年10月3日、当該生徒は、頭痛及び熱を理由に欠席をした。担任から、

母に確認をしたところ、母からは「土曜日（9月30日）に衝突してしまった。いつもなら謝ると受け入れているが、今回は拒否されてしまって困った」「XXXXXXXXXX」などという話になされた。

- (26) 平成29年10月5日、当該生徒は、遅刻して登校したものの、5校時目に「気持ちが悪い」という理由で保健室を利用した。問診票の悩みがある欄に丸がついていたため、養護教諭が確認したところ、当該生徒からは「朝起きられない」「部屋の片付けができない」「忘れ物が多い」との話であった。この日は担任も同席し、大人でもそういうことがある旨を述べたりして、当該生徒を少しでも元気付けようとした。さらに他に何かあるかを確認したが、当該生徒はそれ以外にないとの回答であった。

養護教諭や担任は、起立性調節障害ということもあるので大きい病院の心療内科への受診を当該生徒に勧めた。併せて、スクールカウンセラーやいろいろな先生がいるから一人で悩みこまないで話して欲しいとも伝えた。なお、この頃、担任としては、自分が聞いても当該生徒はいつも大丈夫と回答するので、自分以外のほうが話しやすいのかもしれないと考えるようになっていた。

- (27) もっとも、平成29年10月11日、当該生徒が朗読劇で立候補して朗読したところ、当該生徒を褒める声があがり、授業態度もいつもどおりであったので、担任らは、当該生徒の気持ちが前週よりも改善していると評価した。

- (28) 平成29年10月12日、当該生徒が欠席した。

- (29) 平成29年10月13日、合唱コンクールの放課後練習において、当該生徒と生徒Aが、誰が声を出していないか特定する方法で黒板に記載したため、担任から個人攻撃は良くない、できているところを褒めるなどの方法でやっ払いこうと指導を行った。これに対して、当該生徒は明るい表情ではなかったが、うなずいていた。

- (30) 同日、当該生徒は、生徒Bに対し、LINEにて、父母と話をしてXXXXXXXXXX部を退部することが決まったがどうすればいいか悩んでいる旨の相談をしていた。

- (31) また、この日のXXXXXX中学校の特別支援教育委員会において、当該生徒のことが話題の一つとなり、「片付けられない、忘れ物をしてしまうなどを訴え泣き出してしまい、

病院への紹介などをする。」という形で状況が共有された。

(32) 平成29年10月14日の夜、当該生徒が、生徒AとLINEをしていると、生徒Aから、当該生徒が傷つく話かもしれないとの前置きで、生徒Aの悩みを打ち明けられた。具体的には、生徒B、生徒Cらから、「当該生徒のことを嫌い」「当該生徒が自分に病みトークされるのが嫌」「(当該生徒と)もう仲良くなりたいでほしい」「生徒Bらというか当該生徒というか決めなよ」などと言われたこと、生徒Aとしては小学校のときに生徒Bに助けられたから生徒Bらとも仲良くしたいこと、なのに「当該生徒がいなかったらきていいよ」みたいなことを生徒Bから言われて悩んでいること、などであった。それを聞いた当該生徒は、LINE上で「全員死ね」とか、生徒Aに対して「いろいろ迷惑かけてごめんね」などと返信することがあった。

(33) 平成29年10月15日、この日は日曜日で部活動があったが、当該生徒は、顧問に対して、[]を追加で習いたいことを理由に部活動をやめたい旨の申し出を行った。顧問からは、その日は遅かったため、後日、ゆっくり話をしてから退部届を渡すという話となった。

(34) 平成29年10月16日、当該生徒は、遅刻して登校してきたが、気持ちが悪いからといって最終的には欠席となった。この日、当該生徒は、母に連れられて、小児科を受診しカウンセリングを受けたが、そこでは生活リズムを直していったほうがよい旨の助言がなされた。

(35) 平成29年10月17日及び18日は、当該生徒は登校し、[]日の合唱コンクールも伴奏することができた。コンクール後には、当該生徒は、クラスのなかで「みんなとできてよかった。」などと発言していた。

(36) 平成29年10月19日に当該生徒は欠席をした。10月20日も、当初当該生徒は制服姿に着替えていたため、母と一緒に学校に行こうと声をかけたが、登校することはできなかった。その後、母が[]中学校に向かった後、前述のとおり、当該生徒は自宅内で自死を図った。母が、[]中学校で当該生徒に関してスクールカウンセラーの予約をとって帰宅した後、当該生徒を発見した。

7 ■中学校におけるいじめ予防体制について

■中学校においては、平成29年の学校要覧の取り組みの欄には「学校いじめ対策委員会を設置し、保護者や外部機関と連携をとりながら、いじめ防止・解消へ向けた指導体制を確立します。」と記載されているが、いじめ対策委員会は独立の委員会として存在しておらず、特別支援教育委員会をもってあてられていた。実質的にも、特別支援教育委員会でいじめ対策に関する議論がなされている様子はなく、そのほとんどが特別支援や不登校に関するもので発達特性から論じられているものであった。

また、いじめの件数の認知等については、各学年からの報告を受けて生活指導部が把握し、とりまとめて、昭島市教育委員会の生活指導主任会にて、法令上のいじめと社会通念上のいじめに区別して報告がなされていた。そこには生徒指導やその対応についての記載はあるが、いじめ防止の観点から検討がなされた記録は見当たらない。

当該生徒については、生活指導部の報告記録には記載がなく、■中学校においては法令上のいじめとして扱われていなかった。また、特別支援教育委員会においては、当該生徒に関する記載はあるものの、片付けや忘れ物をしてしまうなどに焦点があてられたものであり、いじめの有無とは関係がないものであった。

第5 本事案の検証

1 いじめの有無について

(1) 前提－「いじめ」の捉え方

いじめ防止対策推進法（以下、単に「法」と記載する場合には同法を指す。）の「いじめ」とは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定められている（法第2条）。

このように「いじめ」の定義を広く解釈するのは、心身の苦痛を感じている児童等を早

期に把握し、当該児童等の心身の健全な成長及び人格の形成あるいはその生命又は身体を保護することを目的とするからにはほかならない。文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」において「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」と指摘されているとおり、一定の人的関係にある社会においては、いじめは存在するものであって、行為者の意図や行為が悪質か否かでいじめが安易に否定されることはあってはならない。

法第28条第1項の「重大事態」を検討するにあたって、そのことは何ら変わることなく、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為によって当該児童等が心身の苦痛を感じたか否かという観点から、いじめの有無、因果関係、学校対応の是非が検討されるべきものである。たとえば、前記「いじめの防止等のための基本的な方針」においても、好意から行った行為が意図せずに相手方の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合でも、法が定義する「いじめ」に該当することを明記している。

当委員会は、そうした法の定義及び趣旨に従って、本事案におけるいじめの有無を検討する。

(2) 当該生徒の人間関係

■中学校第1学年の女子生徒あるいは■部においては、生徒Bの影響力はとても強く、生徒Bは陰のボス的な存在で気に入らない相手を省くなどと評価されており、良くも悪くも学年の中心にいる生徒であった。

前述のとおり、当該生徒は、そのような生徒Bとの関係については、■ということもあり、個別にLINEをするような仲であった。そのため、周りの生徒からは生徒Bのグループの一人と見られることもあったが、生徒Bのグループの中心にはおらず、むしろ生徒Bに追従することが無かったために生徒Bのグループの中では疎外されていた。

また、当該生徒は、生徒Aとの間で極めて親密な関係を有しており、放課後も二人で一緒に遊ぶことも多く、LINEなどでも相当な回数やりとりをし、Twitterもお互いでフォロ

一し合うような関係であったことは前述のとおりである。

他方で、生徒Aは、生徒Bらとも仲良くしたいという気持ちも強く、生徒Bらのグループとして生徒Bらと一緒に行動をすることも多くあった。生徒Bらが作ったLINE上の愚痴グループにも参加し、当該生徒に関する愚痴（なお、具体的な言動を確定することまではできない）も述べていた。ただし、そのような関係について、生徒A自身も強い葛藤を抱いており、愚痴グループに参加することも当該生徒に対して悪意があったものとまでは認められない。

（３）当該生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為

上記の人的関係のもと、当該生徒に対して、以下の心理的又は物理的に影響を与える行為がなされた。なお、下記の行為は、当委員会で認定できるものに過ぎず、それ以外にいじめが存在しないと断定する趣旨ではない。特に、関係性そのものが心理的又は物理的な影響を与える場合には、その関係性を捉えることが重要である一方で、行為そのものを特定することが困難であるという事情があることは留意されたい。

ア 生徒A、生徒B、生徒C、生徒D、生徒Eが、LINEにて愚痴グループを作成し、当該LINE上に当該生徒に対する愚痴がなされていた。平成29年7月16日頃、男子生徒から、そのようなLINEが存在することを聞かされた。なお、時期は不明であるが、生徒F、生徒Gも愚痴グループに参加していた可能性がある。

イ 平成29年8月下旬頃、いずれかの生徒から、当該生徒が「三股している」「ぶりっ子である」などと噂を流された。

ウ 生徒Aは、生徒Bらから、当該生徒ともう仲良くならないでほしい、生徒Bらと一緒にいるか当該生徒と一緒にいるか決めなよ、などと言われていた。当該生徒は、平成29年10月14日、生徒Aから、LINEにて、そのことを伝えられた。

（４）いじめに該当する行為か否か

上記アから上記ウの行為は必ずしも一連の行為と評価できるものではないため、それぞれの行為について、別個にいじめに該当かどうかを検討する。

ア 上記アの行為について

自らの知らないところで自分に対する愚痴が投稿される LINE グループを作成されることは、それ自体が相当程度の精神的苦痛を受ける行為である。具体的にどのような投稿がなされていたかまでは明らかとなっていないが、当該生徒は、上記アの愚痴グループが作成されていたことを知り、一時的にせよ、生徒A及び生徒Cとの間の LINE をブロックするまでの心情に追い込まれている。当該生徒にとって生徒Aは大切な存在であったのであり、その生徒Aとの LINE を一時的にせよブロックする行為に及ぶというのは、当該生徒にとって上記アの行為によって生じた精神的苦痛は非常に大きかったものと推測される。

したがって、上記アの行為は「いじめ」に該当することは明らかである。なお、愚痴グループそのものは当該生徒に直接発信したものではないが、間接的にせよ、当該生徒に愚痴グループの存在が伝わっている以上は、愚痴グループを作成する行為が「いじめ」に該当すると言わざるを得ない。仮に愚痴グループの存在が当該生徒に明らかにならなかったとしても、法の趣旨から、いじめと同様に適切な対応をとらなければならないことは、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な指針」に記載されているとおりである。

ただし、平成29年7月23日に、当該生徒は、生徒Aや生徒Cに対して、それぞれ LINE にて自分の気持ちを伝えており、当該生徒は一旦は自分自身で気持ちを持ち直そうとしていたことが窺われる。もっとも、当該生徒は、上記アの行為の主犯格が生徒Bであると認識し、そのような生徒Bが学年の中心にいることに強く傷ついており、また、自分が友人だと思っていた人から裏切られ、誰も信じられない気持ちにもなっていたのであり、決してその心が回復していたわけではない。

イ 上記イの行為について

交際関係を噂で流されること、ましてや三股をかけているなどといった自らが不適切な交際をしているなどと噂されることも、それ自体が精神的苦痛を受ける行為にほかならず、一定の精神的苦痛を受けていることが認められる。

したがって、上記イの行為も「いじめ」に該当すると言わざるを得ない。当該生徒に

とって、上記イの行為によってどれだけの精神的苦痛を受けたのかは必ずしも明らかではないが、上記アの行為によって受けた精神的苦痛と相まって大きな負担となっていたことが窺われる。

ウ 上記ウの行為について

他の生徒が親しい友人である生徒に対して自分と仲良くしないように言われたことを知ることは、それ自体が精神的苦痛を受ける行為にほかならない。特に、当該生徒は、生徒Aとは親密な関係にあったのであり、その生徒Aからそのような事実を告知されたことでかなりの精神的苦痛を受けたであろうことは想像に難くない。ましてや、生徒Aにそのようなことを伝えたのは、学年の陰のボス的な人物であった生徒Bや当該生徒と幼馴染の生徒Cであり、極めて強い人間不信となったことが窺われる。

上記ウの行為は、生徒Aの行為とみるのか、生徒Bらの行為とみるのかという問題はあるが、少なくとも当該生徒にとっては「いじめ」にほかならず、しかもその人的関係を背景にすれば非常に大きな精神的苦痛を与える行為といっても過言ではない。そのわずか数日後である平成29年10月20日に、当該生徒は自死を図っている。

(5) 小括

以上のとおり、上記アから上記ウの行為は、いずれも当該生徒に対して直接その言動を向けたわけではないものの、それらは生徒Aや他の生徒を通じて当該生徒に伝わっていたのであり、それらが当該生徒に伝われば、その人間関係からして当該生徒に精神的苦痛を与える行為にほかならない。

したがって、当委員会としては、当該生徒に対する「いじめ」があったものと認定する。

2 いじめと自死の因果関係

(1) 前提—本報告書における因果関係の捉え方

一般に、いじめと自死との間に因果関係があったか否かを論じる際に、民法上の不法行為責任等の考え方と同様に、相当因果関係があったか否かを検討する考え方がある。

当委員会では、いじめ防止対策推進法の「いじめ」の問題を検討するにあたっては、相

当因果関係の考え方を採用することは望ましくないと考える。なぜならば、相当因果関係の理論は、生じた結果を行為者に責任を負わせることが相当かどうかの判断基準であるところ、法は行為者の責任を確定させることに焦点を置いたものではなく、いじめを受けた生徒の救済やいじめの早期発見、対策を目的としているからである。

そこで、当委員会においては、当該生徒の主観に判断基準をおくこととし、当該生徒にとって当該いじめの行為がなければその時点で自死が選択されることはなかったか、という事実上の因果関係を検討することとする。

(2) 本事案における因果関係について

当該生徒は、どの程度具体的あるいは深刻なものであったのかは明らかではないが、上記アの行為以前からリストカットをしたり、死にたいと友人に気持ちを伝えることもあり、自死という概念に対して比較的近しく感じていたことが窺われる。

そして、当該生徒は、悪口や疎外行為をする生徒Bが学年の中心的な人物となっていることについて強い不信感を抱いていたこと、生徒Aとはとても親密な関係にあり、クラスでは生徒Aがいないと一人ぼっちに感じていたこと、他方で生徒Aが生徒Bのグループに所属しており生徒Bらとも仲良くしたいと考えていたこと、周りからは当該生徒も生徒Bのグループに所属しているように見えていたこと、当該生徒自身も、生徒Bらとは[REDACTED]部では一緒であり、生徒Bとの関係性を自ら断ちたいと考えていたわけでないことは、前述のとおりである。

そのような人的関係において、当該生徒は、自分の愚痴グループが生徒Bらによって作られていること、生徒Aもその愚痴グループに参加していることを知ったわけであるが(前記アの出来事)、そのことにより大きな精神的苦痛を受けたことは明らかである。

もっとも、前述のとおり、この時点ではその後に生徒Aや生徒Cに対して、それぞれLINEにて自分の気持ちを伝えており、当該生徒は一旦は自分自身で気持ちを持ち直そうとしていたことが窺われる。

この前記アの出来事は、夏休みの初め頃に発覚したものと考えられるが、その後、夏休みの終わり頃に、前記イの出来事が生じた。前記イの出来事それ単体では、当該生徒にと

っても大きな精神的苦痛を生じるものであったとは考えにくいが、もともと夏休み明けには心身のバランスが崩れやすいところ、前記アの出来事を前提に、前記イの出来事が発生したことから、当該生徒にとっては相当の精神的負担がかかっていたものと推測される。

実際、当該生徒は、同年9月5日には、母親に対して学校行きたくないと思ったことがあるなどと訴え、生徒Aに対しても「結構真面目に学校無理だ」などと訴えていた。同月6日には当該生徒は学校を欠席し、同月13日には保健室に行き、また自分が省かれることの不安を訴えていた。

また、同年9月8日には、当該生徒は、愚痴グループに参加していた生徒Eが生徒会に立候補したことに対して不信任票を投じ、加えて、指導を受けた際のアンケートには、不信任票を投じた理由を記載したうえで先生方にも分かって欲しいなどと記載し、自分自身の激しい気持ちを表出させていた。

そして、9月中旬頃には、当該生徒は「死にたい」あるいは「誰かに死んでほしい」という言葉をTwitterやLINE上で使う頻度が増加し、前述のとおり、9月30日には母親と衝突してこれまで見せたことのないような反抗を示すような出来事もあった。

そのような精神状態のときに、上記ウの出来事が生じた。その直後の平成29年10月15日、当該生徒は部活動を辞めると申し出ており、同月20日に自死を図ったことは、前述のとおりである。

当該生徒の心情のすべてを理解することは困難ではあるが、その経過からすれば、上記ウの出来事が当該生徒にとって自死を選択するのに決定的な出来事であったと考えられるのであり、上記ウの行為がなければ10月20日に自死を選択することはなかったと考えられる。

なお、

少なくとも、平成29年10月20日に当該生徒が自死を選択した主たる要因は、学校における人間関係であることは、上

記のとおり明らかであり、むしろ10月20日以前に自死につながるような家庭内での出来事は見当たらない。

(3) 小括

以上から、当委員会においては、本人の特性、学校における人間関係、上記アや上記イのいじめ行為を背景としたうえで、上記ウの行為によって、平成29年10月20日に当該生徒が自死を選択したものと認められ、いじめと自死との間に事実上の因果関係はあったものと判断する。

なお、生徒Aは、生徒Bらのグループとの関係を背景とする強い葛藤のもとで当該生徒に事実や自身の悩みを告白したものであり、上記ウの出来事は当時の生徒Aにとってはやむを得なかったものとも考えられる。

3 いじめの防止等対策に関する学校の体制

(1) 学校側がいじめを認知できたかどうか

続いて、学校において、上記アから上記ウの出来事を把握し、法の定める「いじめ」であると認知し、対策を講じることができたかどうかについて検証する。

前記ア及び前記ウの行為は主にLINE上で行われたものであり、教員が当該LINEの内容を直接確認することは難しく、また、担任が当該生徒に事情を聴取した際も、「省かれたことはあるが今は大丈夫」などと回答しており、いじめの認知や当該生徒の心情を把握することが容易であったとまで言うことはできない。さらに、[redacted]部や第1学年[redacted]組においては、他の生徒に関する問題が顕在化しており、当該生徒の問題を把握しにくかったことも否定できない。

しかしながら、当該生徒も、明らかに学校を含む大人に対してSOSを出していたのであり、当委員会としては、学校の体制次第では、当該生徒に係るいじめを認知できる可能性は十分にあったと考える。その理由は、次のとおりである。

前記のとおり、平成29年6月9日付の生活アンケートにおいて、「悪口を言われたことがある」の質問に対して「はい」に丸をしていたが、これが見過ごされている。このア

ンケートは、上記アの行為以前に行われたものであり、必ずしも中学校在籍時の出来事を指しているか否かは明らかではないが、仮にこのアンケートの結果について、当該生徒に丁寧に聞き取っていれば、当該生徒の当時の状況や認識の仕方を理解することができたはずである。いじめを早期に捉え、重大事態を予防するという観点からすれば、当該生徒の認識の仕方も理解することが必要なはずである。あるいは、アンケートに教員が気付く姿勢それ自体が当該生徒に伝わってれば、教員への信頼が増していた可能性は否定できない。

また、平成29年6月26日のスクールカウンセラーによる第1学年の生徒に対する全員面接の結果についても、担任教員や部活顧問だけでなく、学年全体で情報を共有、検討し、当該生徒への聴き取りや[]部の部員への聴き取りが行われれば、当該生徒を取り巻く人間関係やそれに対する当該生徒の認識の仕方等を理解することができたはずである。これを教員の個人的な判断に委ねるのは、個々の教員の危機把握能力や個人的なバイアスに左右されるおそれがあり、望ましくない。スクールカウンセラーからの情報が学年全体や学校内の委員会で共有、検討がなされる体制が構築されていれば、いじめを早期に捉えることができた可能性も十分にあった。

さらに、当委員会において事情を聴取した教員、生徒らのいずれもが、その表現の仕方に違いはあれど、生徒Bが学年のなかで強い存在であり、学年の中心にいたことは認めている。このような状況下、特に女子生徒の人間関係においては、他の女子生徒が生徒Bから疎外されるような関係になれば、同じ集団内にいる当該生徒にとって相当の精神的な負荷がかかることは容易に想像がつくはずである。実際に、[]部においては女子生徒間でのトラブルが続いていた。そのような生徒間の人的関係を把握していた以上、学校としてこれを注視し、生徒に傷つきや悩みがないかを見守る体制を構築すべきであった。教員のなかには、生徒Bは自らが疎外行為をするわけではないと評価するものもいたが、いじめ防止対策という観点からいじめの問題を考えるにあたっては、「その子がいじめを直接的にしたわけではないから、いじめではない」という考え方に立つのではなく、「当該生徒が人的関係で傷ついているなら、いじめとして把握しよう」という

考え方にたつのが望ましい。

そして、学校においては、生徒Bらが当該生徒の愚痴グループを作っていること、それに当該生徒と親密な関係であった生徒Aが含まれていることについて、少なくとも平成29年9月11日の時点で判明したのであるから、当該生徒の悩みや傷つきを丁寧に聴き取り、当該生徒及び当該生徒に関係する人的関係を見守る体制を構築すべきであった。たとえば、平成29年9月11日に学年集会において不信任票を投じた多数の生徒に対して指導がなされた際に、当該生徒は「私は生徒Eにグループでさけられたり無視されていたので×をつけました。そんな人がいじめをなくしたいなんておかしいです。」とアンケートに記載しているが、これも見方を変えれば、当該生徒が愚痴グループの存在に傷ついていたからこそその激しい気持ちの表出であったと受け取ることもできたはずである。

また、当該生徒については、平成29年9月5日の時点で学校に行きたくないなどと訴え、9月6日に欠席し、9月13日に保健室に■■■■との関係を考えると気持ち悪いと訴え、10月5日に遅刻したうえで保健室へ行き、10月12日、10月16日、10月19日にも欠席しているのであって、明らかに心身に不調をきたしていることも明らかな状態であった。夏休み明けには生徒の心身に不調をきたしやすく、生徒の自死も増加する時期であることからすれば、そのような当該生徒に対しては、学校全体で丁寧に対応すべきであった。

このように当該生徒は数多くのSOSを発信していたのであり、そのSOSを受け止めるだけの体制が学校にあれば、当該生徒の傷つきや悩みにもっと寄り添うことができたはずではないか。そのような体制があれば当該生徒が自死を選択することを防止できた可能性はあると考えられる。

(2) 学校のいじめ予防に対する体制の問題点

当時の■■■■中学校においては、いじめの問題を正しく捉えているようには見受けられず、いじめ予防に対する体制は脆弱であったと言わざるを得ない。

具体的には、いじめ対策委員会が特別支援教育委員会と兼ねていたが、特別支援教育委員会においては、ほとんどいじめの問題は議論されておらず、実際はいじめ対策委員会が

機能していなかったと言わざるを得ない。

そもそも、特別支援教育委員会は発達特性に着目して議論がなされることが多いが、いじめの問題を捉えるときにその対象となった生徒の発達特性から考えることはミスリードになることもあり、意識的に議論を分けない限りは、特別支援教育委員会といじめ対策委員会を兼ねることが望ましいとはいえない。実際に、当該生徒は、特別支援教育委員会において、担任教員から提出物の提出が苦手な子と評価され、その傷つきや悩みに対する評価はほとんどなされていない。

また、■■■■中学校においては、他の学校と同様に、いじめの問題の認知件数等については生活指導部において取りまとめがなされていたが、生活指導部は、あくまで生活指導を主たる目的とするものであり、法第22条のいじめの防止等の対策のための組織とは異なることは言うまでもない。

すなわち、■■■■中学校においては、実質的には、法第22条で定めるいじめの防止等の対策のための組織としての委員会は存在していなかったといっても過言ではなく、そればかりか、教員自身がいじめの防止等の対策をどこの委員会で取り扱うのかを明確に認識していたかどうかとも明らかではない。

また、個々の教員が努力をしていることがあったことは認められるが、組織的に連携がなされ情報が共有されていたかどうかは疑問があるし、そもそも個々の教員に委ねることは個性や経験の違いや相性もあり、十分に「いじめ」を把握することには繋がらない。

このように、■■■■中学校においては、学校全体において、組織的に「いじめ」を捉えて、その対策を協議する場が十分ではなかった。

さらに、法の趣旨に従った「いじめ」を理解していたかどうかにも疑問がある。生活指導部によるいじめの認知件数には、法令上のいじめと社会通念上のいじめと分けて捉えているものの、校長は当時、生活指導部から「トラブルはあったが解決している」と報告を受けて「いじめはなかった」と述べており、いじめそのものの存在を否定していた。「いじめ」の定義を正確に理解していれば、いじめは学校という一定の人的関係の場においては存在するものであり、存在することを前提に、それをどのように把握し、見守り、対策

しているかが重要であり、安易に「トラブル」とか「解決」という言葉が選択されるべきものではないことは理解できるはずである。そのようないじめの把握や見守りの視点が[]中学校には不十分あるいは不適切であった。実際に、[]部においては問題が顕在化しているにもかかわらず、その問題をどのように見守り、対策をしたのかが記録上明らかではない。

(3) 学校運営の問題

そればかりか、当時の[]中学校においては、いじめの問題に限らずとも、学校経営それ自体が健全になされていたとは言い難い。教員への聴き取り結果によれば、当時の校長が教員を怒鳴りつけるなどの対応によって教員が萎縮したり、十分な議論や連携を図ることが難しかった状況が窺われるのであって、そもそもの学校運営のあり方から見直されなければならない状況であった。「いじめ」という生徒との問題と向き合うためには、教員が働きやすい職場環境にあることは一つの重要な要素であり、その点において学校経営には極めて問題が多かったと言わざるを得ない。

(4) 小括

以上のとおり、当時の[]中学校におけるいじめ予防の体制は決して十分なものではなく、改善を必要とするものであった。

4 本事案発生後の学校及び教育委員会の対応

また、本事案後の[]中学校及び昭島市教育委員会の対応については、以下述べるのとおり、不十分あるいは不適切であったと言わざるを得ない。

(1) 基本調査の問題点

前述のとおり、文部科学省が示す平成26年7月1日付け「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」によれば、学校は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案については、基本調査を行うこととなっており、事案発生（認知）後速やかに全件を対象として調査に着手しなければならず、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理したうえで、学校の

設置者に報告することとなっている。

ところが、■■■■中学校においては、平成29年10月下旬ないしは11月頃に、校長の指示に基づいて1学年を担当する教員らによって一定の調査がなされ、1学年の担当教員らによって作成された時系列のメモのような書面と、作成途中で未発番の文書である「重大事故に対する生徒への対応に関する報告」と題する文書はいくつか存在するものの、前記基本調査を正式に書面化することはなかった。

基本調査は、その時点で学校が持っている情報等から迅速に整理するものであり、その調査には限界があるものであるが、詳細調査に移行するための判断材料となりうるものであることから、一定の基本調査が学校及び教育委員会において共有されなければならない。にもかかわらず、■■■■中学校においては、未発番の文書あるいは昭島市教育委員会が把握していない学校作成文書しか作成しておらず、教育委員会に正式な報告書を提出せず、また、そのことについて教育委員会から学校に対する指導等も徹底されなかった。そのため、基本調査の結果を踏まえて、いじめが当該自死の背景に疑われるかどうかの判断もなされておらず、法第28条第1項の調査ないしは前記指針に基づく詳細調査への移行の検討もなされなかった。

(2) 詳細調査等に移行しなかったことの問題点

また、前記指針によれば、遺族の要望がない場合であっても、学校生活（いじめ、体罰、学業、友人等）に関する要素が背景に疑われる場合には、詳細調査を行う必要があるとされている。遺族が調査に消極的な場合であっても、詳細調査の必要性が高い場合には、遺族に詳細調査の実施を提案することも考えられるとされている。特にいじめが背景に疑われる場合は、法第28条第1項の調査としての対応が確実に行われることが必要であるとされる。

本事案においては、前述のとおり、平成29年11月10日頃の「いじめ発見のためのアンケート」及び教員による生徒への聴き取りや平成29年12月5日の他の保護者からの申し出等に鑑みれば、いじめが疑われる事案であることは明らかであり、詳細調査あるいは法第28条第1項の調査に移行すべき事案であった。

にもかかわらず、学校及び教育委員会のいずれもが、詳細調査あるいは法第28条第1項の調査への移行の検討がなされている様子は見当たらない。

学校や学校からの報告を受けていた教育委員会は、調査をしなかった理由として遺族への配慮を理由にあげるが、本事案においては、遺族母が、重大事態発生直後には混乱は見られたものの、その後冷静になって資料や当該生徒のLINEの書き込みをみて重大ないじめがあったのではと思うようになり、当該生徒に対するいじめの疑いを校長に訴えていたのであり、むしろ遺族が調査を要望していたと評価でき、かつ、遺族側の家庭の事情に配慮しながら調査を行うことも十分に可能であった。にもかかわらず、当時の校長はこれを検討することなく、遺族母の申し出に応えることをしていない。仮に詳細調査あるいは法第28条第1項の調査への移行が当時の状況から望ましくないということがありうるとしても、少なくとも、詳細調査あるいは法第28条第1項の調査への移行の必要性を認識したうえで、遺族側への配慮の必要性がそれを上回ることの検討が丁寧に行われるべきであり、そのうえで学校内部だけでも検証や再発防止策の検討がなされるべきであるが、そのような検討の形跡は当委員会の調査によっても明らかになっていない。

このような学校及び教育委員会の判断は、前記指針ないしは法の趣旨に反するものであり、不十分あるいは不適切であったと言わざるを得ない。

(3) 自死の原因を学校作成文書に記載していることの問題点

さらに、[REDACTED]中学校においては、前記学校作成文書において、詳細調査あるいは法第28条第1項の調査を行っていないにもかかわらず、自死の原因に関して「当該生徒のことについては、週休日の交友関係や家庭での生活習慣、家族間の様々な要因も複合的に起因しているのでは、と考えている。」などと述べている。

前述のとおり、自死の原因として「いじめ」が存在するにもかかわらず、このような原因の決めつけは事実と反するばかりか、遺族に対する配慮としても不適切な記載である。遺族への配慮を理由に詳細調査あるいは法第28条第1項の調査への移行を行わなかったという学校の態度と矛盾すると評価せざるを得ない。

(4) 遺族側の調査の申し出が時間を経過したことについて

そもそも、子や孫が自死を選択するというのは極めて精神的な負荷のかかる出来事であり、遺族には自死の直後に正常な判断ができるとは限らない。本事案においても同様であり、後日遺族が事実が知りたいと思うようになるのは当然であって、遺族へ意向を確認する際にはその点を留意すべきである。その意味においても■■■中学校及び昭島市教育委員会の対応は不十分であったと言わざるを得ない。

なお、遺族母が、その後に訴える術を知らず、本件申入書提出までに時間が経過したことは責められるべきではない。時間が経過したことで本調査が難航したことは事実であるが、それは学校ないしは教育委員会が詳細調査や重大事態調査に移行しなかった責任でもあり、遺族側に責任を帰すべきではない。

(5) 小括

以上のとおり、本事案発生後の■■■中学校及び昭島市教育委員会の対応は不十分あるいは不適切であったと言わざるを得ない。

第6 提言

本事案の調査を踏まえ、当委員会は、昭島市内の公立小中学校及び昭島市教育委員会に対し、いじめ防止等の対策のために必要な事項として、以下の提言を行う。

1 学校全体での体制構築等

(1) いじめを防止しあるいは重大事態を防ぐためには、個々の教員の努力だけでは不十分であり、学校全体における共通認識や学校全体としての取組が必要不可欠であることはあえて当委員会で指摘するまでもないが、特にインターネット等の普及によっていじめの内容の把握が難しくなるなかで、学校全体で「いじめ」ないしは「当該児童等の心身の苦痛」に対するセンサーを広げる必要があることは、改めて指摘しておきたい。

また、いじめを考える際には、単発的な事象で人的関係が解消できるようなものではないことが多く、当該児童等の人的関係は形を変えて継続し一度受けた心身の苦痛は簡単に軽減するものではないことを前提に、いじめを「解決」する視点だけでなく、「見

守る」「寄り添う」視点も欠いてはならない。

このような視点を持ち続けるためにも、法はいじめ防止等の対策のための組織の設置を求めているところであるが、当該組織は、形式的に設置されるだけでは足りず、実質的に機能させる必要がある。あるいは、学校の実態に応じて、学校全体でいじめ対策が実質的に機能するための体制を構築する必要がある。

ところが、本事案において■■■中学校ではいじめ対策委員会は実質的に機能していなかったことは前述のとおりである。

そこで、昭島市教育委員会において、いじめ防止等の対策のための組織について、未だその体制が不十分であったり、実質的に機能していない学校がないかを早急に調査し、必要に応じて適切に指導すべきである。その調査にあたっては、形式的にいじめ防止等の対策のための組織が設置されているかだけではなく、当該組織の位置付け、参加者、開催の頻度、議論の状況、議論を踏まえた対策内容等、当該組織の実質的な機能に焦点が当てられるべきである。

調査結果次第では、当該組織の現状を把握する方法として、教員その他関係者から直接相談を受け付ける体制を構築したり、あるいは、当該組織を実質的に機能させるべく、昭島市教育委員会や昭島市の公立小中学校間において、良い事例などを共有しあう場を設けるなど、より踏み込んだ方法が必要となることが考えられる。その際には、教員その他関係者が負担とを感じるような一方的な指導だけではなく、学校関係者がより自発的に改善を図ることができる方法が望ましい。

(2) また、いじめの問題に適切に対応するためには、教員だけで対応するのではなく、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者などが関わる必要があることは、法も定めるところである。ところが、本事案においても、スクールカウンセラーが把握した情報を共有する体制が不十分であったことは前述のとおりである。これらの多職種の専門家が関わることについても、形式的な関与では不十分であり、実質的に機能させる必要がある。

多職種の専門家が関わることは、それぞれの専門的な見地からいじめの問題を多面

的に捉えることができるというメリットだけでなく、多職種の専門能力のあるスタッフが配置されることにより教員の負担が軽減され、教員自身がその専門性を発揮し、児童等と向き合う時間を作ることができるというメリットがある。複雑化・多様化した課題を解決するために、文部科学省が「チームとしての学校」像を推奨するのも、多職種が関わる必要性を認めているからにほかならない。そればかりか、多様な観点から意見を取り入れることそれ自体が学校の指導の在り方として定着していけば、いじめを生みにくい土壌作りの一つの要素となりうる。

いじめの問題に取り組むにあたって、これらの多職種の専門家が関わることについて、実質的に機能させるべく、その必要性に関する研修を行ったり、良い事例を共有する場を設けるなど、学校関係者に改めて理解を促す機会を設けることが望ましい。

2 「いじめ」の捉え方について

(1) また、「いじめ」の捉え方に関し、当委員会として、以下の考え方を強調したい。教育現場においては、指導等の必要性から、いじめの「行為」に着目しがちである。そのため、いじめの有無を判断する際にも、意識せずとも、その行為の軽重や行為者の意図あるいは行為の明白性を判断要素としてしまうことがあり、その結果、いじめの行為がわかりにくいものは、いじめとして把握されないということが往々にしてある。しかしながら、当該児童等の心身の健全な成長及び人格の形成あるいはその生命又は身体の保護のためには、本質的には、当該生徒が悩み、傷ついているかどうかが大切なはずである。そのためには、いじめを捉えるにあたって、いじめの「行為」から把握しようとするのではなく、学校という環境や人的関係によって生じる「当該児童等の心身の苦痛」から把握しようとする意識や姿勢が必要なのではないか。

少なくとも、法が定める「いじめ」の定義について、単なる言葉の定義として捉えるのではなく、その定義を広く解することの意味や法の趣旨の理解が不十分な学校関係者に対しては、改めてその意味や趣旨の理解を促進すべく、適切な研修等の機会が設けられることが必要である。

(2) また、上記研修の機会を設けるにあたっては、SNS等の普及を前提としたものとすべきである。「SNSは学校では把握が困難であるから、SNS上でいじめが存在しても対応することができない」と考えるのは相当ではない。現代においては、SNS等が当然のように存在し、目に見える学級以外にも児童等の人的関係が存在することを教員は意識する必要がある。当委員会として、教員がSNS等の内容を常に把握することを求めるものではなく、教員が児童等と接するにあたりSNS等による人的関係の存在を意識するだけでも「当該児童等の心身の苦痛」の捉え方が変わりうることを提案するものであり、上記研修にあたって個々の教員が現実的に対応できる方法を内容とするのが望ましい。

(3) さらに、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」(文部科学省)では、新たに、いじめ防止につながる重層的支援構造やいじめの未然防止教育、関係機関との連携体制等について具体的に明示しており、これを教員研修において積極的に取り扱っていくことも有益と考えられる。

3 その他

さらに、いじめに関する学校の体制を構築したとしても、何より学校全体の職場環境が悪ければ、十分に機能するとは言い難い。教員がストレスを感じ、余裕のない状態が続けば、当該児童等に生じている心身の苦痛を受け止めることも難しい。教員の職場環境という大きなテーマを当委員会が具体的に意見をすることは困難であるが、学校運営が健全に機能していないと疑われる学校に関して、教員等が気軽に利用できる相談窓口の拡充やより実効的な救済手段は検討されるべきであろう。

また、個々の教員が児童等と向き合い、いじめを早期に発見するためには、教員の業務負担を軽減することも必要である。いじめを認知した後の場面においても、適切な対応を図るためには教員や管理職の業務負担を軽減することが望ましいことは改めて指摘するまでもない。業務負担を軽減するためには、心理、福祉、法律等の専門家の導入のみならず、教員や管理職に対して補助事務スタッフの導入なども促進されなければならない。

様々な職種や教員以外のスタッフといった多様かつ外部の目が学校に入ることは、個々の教員や管理職の業務負担の軽減のみならず、学校全体の職場環境の改善も期待することができるのであり、その予算を含め積極的に検討がなされるべきである。

以上